

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について（延期）

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため現在開催を見送っています。請求事務について不明な点がございましたら、本会介護保険課審査支払係までお問い合わせください。

なお、研修会資料については希望者へ送付いたしますので、必要な場合はご連絡ください。

また、開催の目途が立ちましたらこの通知にてお知らせします。本会ホームページに毎月掲載しておりますのでご確認ください。

（掲載場所：長野県国保連合会ホームページ>介護事業所等のみなさまへ>信濃の介護保険）

2 新型コロナウイルス感染症の影響による居宅介護支援費の請求について（縦覧点検）

令和2年5月25日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（介護保険最新情報 Vol.836）の問5により、『当初ケアプランで予定されていたサービス利用が、新型コロナウイルス感染症の影響により実際にサービス提供が行われなかった場合であっても、居宅介護支援費の請求は可能である。』とされました。

サービス利用実績の無い（請求情報が確認できない）月の居宅介護支援費の算定については、全保険者から委託を受けて本会が行う縦覧点検の中でチェックを行っております。

抽出された情報をもとに、本会から支援事業所へ「介護給付費縦覧審査確認表」を送付していますが、当該対応の居宅介護支援費である場合はその旨の回答をお願いします。（「コロナ感染症対応のため」等）

上記回答分において、5月サービス分以降である場合は請求可能とし、3月・4月サービス分については、各保険者に請求の可否を照会します。加算については、初回加算については算定不可（ただし、翌月以降、実際にサービス初回利用があった月に算定可。）、その他の加算（特定事業所加算、入院時情報連携加算等々）の可否については国保中央会から厚生労働省に照会中のため回答がでるまではそのままとし、回答があったところで処理を行う予定ですのでご承知おきください。

縦覧点検処理：3月サービス分事業所照会 → 8月 4月サービス分事業所照会 → 9月
5月サービス分事業所照会 → 10月

3 新型コロナウイルス感染症に係る助成金申請について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）（国第2次補正予算に係る事業）に係る助成金の申請は、本会では受付ておりません。

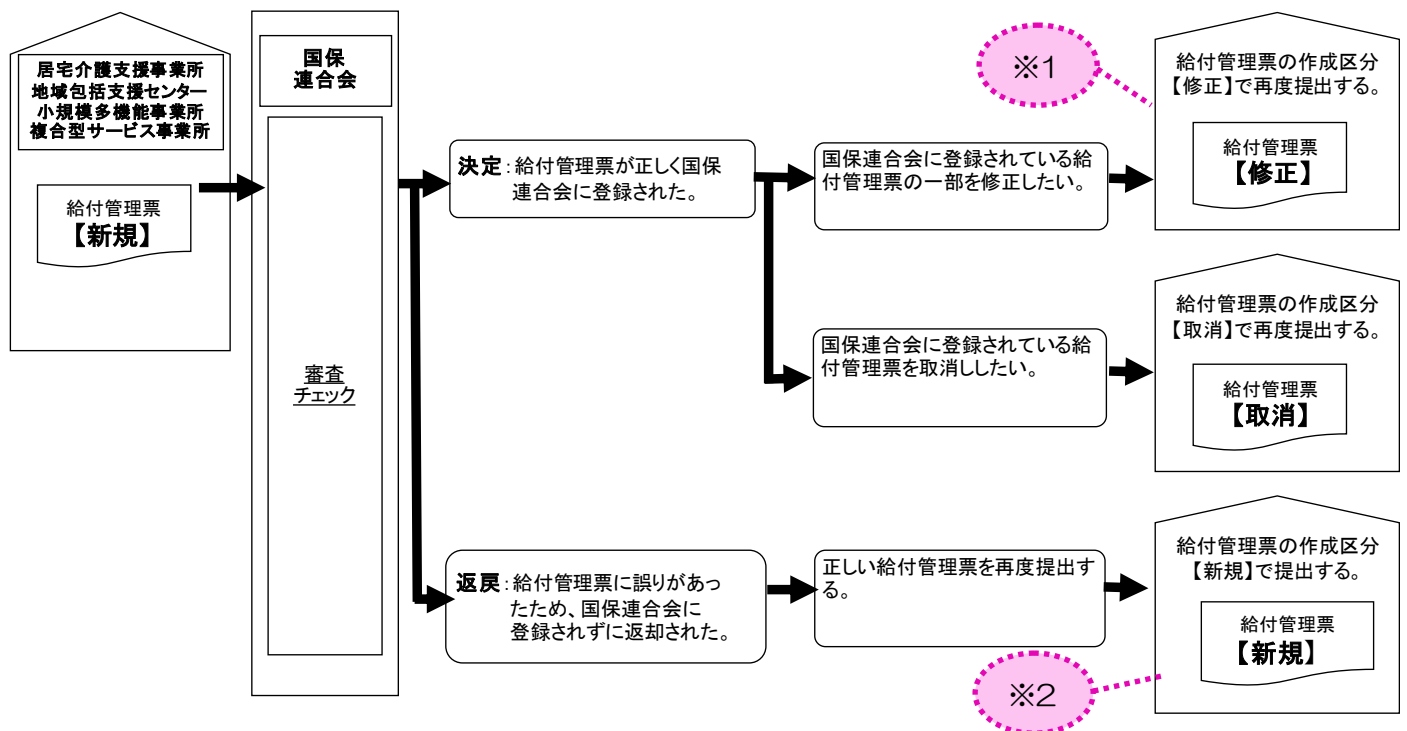
申請方法等につきましては、長野県健康福祉部介護支援課（026-235-7121・7113（直通））へお問い合わせください。

4 給付管理票の作成区分に関する留意事項

給付管理票の作成区分には、新規・修正・取消の3種類があります。作成区分は給付管理票提出のタイミングや目的によって異なり、誤った区分で提出すると返戻の原因となり、サービス事業所への支払が適切に行なわれない場合がありますのでご留意ください。

【新規】	≪決定している給付管理票がない場合の区分≫ 給付管理票を初めて提出する場合や、初めて提出した給付管理票が返戻となり、再度提出する場合には、【新規】で提出します。
【修正】	≪既に決定している給付管理票の内容修正を目的として再提出する場合の区分≫ 給付管理票を【修正】として提出すると、決定済みの給付管理票が新たな内容に上書きされます。決定済みのサービス事業所の請求がある場合、修正後の給付管理票とサービス事業所の実績を突合し、再審査がかかります。 このため、修正したい箇所のみでなく、全ての事業所の情報を記載して提出する必要があります。
【取消】	≪既に決定している給付管理票の取消を行う場合の区分≫ サービス事業所に実績がない等、本来提出すべきでない給付管理票が決定している場合、【取消】の区分で該当の給付管理票を再提出することで取消が可能です。 給付管理票を取消すと、これに基づくサービス事業所の実績、及び居宅介護（予防）支援費が過誤（請求の取下げ）となります。

<参考> 給付管理票「新規」「修正」「取消」について、それぞれの区分の取り扱いは以下のとおりです。



※1 本会で既に決定済みの給付管理票の内容修正をしたい場合に【新規】で提出すると、「ANNJエラー：過去に該当する給付管理票を提出済みです。」により返戻となります。

※2 本会審査チェックで返戻となり、決定している給付管理票が存在しない場合に【修正】で提出すると、「ANN9エラー：対象となる給付管理票は存在しません。」により返戻となります。

令和2年8月審査分の支払日は9月29日（火）、令和2年9月審査分の締め切りは9月10日（木）です。
 8月審査分の返戻通知等の送信日は9月1日（火）夕方、発送日は9月2日（水）を予定しております。